

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

### 夏季休業終了後の県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県では、オミクロン株B A. 5系統を中心とする感染が高止まりしている状況となっており、令和4年8月4日に発出した「B A. 5対策強化宣言」の期間を、9月30日まで延長することを決定しました。

また、令和4年8月26日に埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議を開催し、「夏季休業終了後の県立学校の対応」（別添資料1）について諮問し、了解を得ました。

各学校においては、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度版」（令和4年5月25日一部改訂）、令和4年8月5日付け教保体第821号『「B A. 5対策強化宣言」を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」及び本通知に基づき、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施する。

#### 2 感染拡大防止への対応について

##### （1）基本的な感染拡大防止対策の徹底

ア 体調不良者等の自宅療養・日々の健康観察を徹底すること。

（体調不良者等を適切に把握し、家庭と連携を図ること。）

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

ウ 更衣・休憩場面、活動前後、登下校時の感染防止対策の徹底を図ること。

##### （2）活動場所の換気（エアロゾル対策）の徹底・強化

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気の徹底が極めて重要であるとされているため、効果的な換気を徹底すること。

#### ア 常時換気の徹底

常時換気の際は、対角の窓や戸を10～20cm程開け、空気の流れを作るようにする。常時換気が困難な場合には、頻回に窓を全開し換気すること。

#### イ エアコン使用時も窓等を開けた常時換気

エアコンを使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、エアコン使用時であっても上記アのとおり換気を徹底すること。

#### ウ サーキュレータ等を活用した強制換気

できる限りサーキュレータや扇風機を活用し、室内の空気を室外へ排気し、反対側から外気を取入れる強制換気を実施すること。

### (3) 陽性者発生時の迅速な対応・適切な初期対応

ア 陽性者発生時の速やかな県への報告を徹底すること。

イ 臨時休業や出席停止等の適切な措置を講じること。

なお、臨時休業等の措置については、令和4年8月29日付け教保体第912-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）及び令和4年8月29日付け教保体第913号「新型コロナウイルス陽性者発生時の対応について（通知）」を確認し、必要な事前協議等適切に対応すること。

## 3 授業等について

(1) 授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

特に音楽における歌唱、家庭科における調理実習等については、換気やマスクの着用、身体的距離の確保、授業前後の手洗い等の対策を徹底すること。

(2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、例えば、Google Classroom や zoom などを活用してオンライン学習に積極的に取り組むこと。

(3) オンライン学習をはじめとするICT活用の具体的な内容は「オンライン学習実施上の留意点」（別添資料2）を参考に、検討すること。また、教育局では、オンライン学習の準備を進める学校を支援するためにWeb相談窓口を開設しており、令和4年4月27日付け【教I推第33-2号】「ICT活用推進に関するWeb相談窓口の開設について（通知）」を参照し、積極的に活用すること。

## 4 学校行事について

学校行事の計画及び実施に当たっては、ガイドライン（5月25日一部改訂）を踏まえ、感染防止対策を徹底すること。

(1) 文化祭・体育祭等の校内行事

ア 3密の回避・換気等の感染防止対策を徹底すること。

イ 内容・方法等の工夫により、感染防止対策を徹底すること。

ウ 行事当日だけでなく、準備や片付け等における感染防止対策を徹底すること。

エ 一般公開を実施する場合は、入場者の健康観察を徹底し、必要に応じて人数制限

を行うこと。

オ 令和4年8月3日付け教高指第973号「イベント開催時の感染防止安全計画等の作成について」を踏まえ、「感染防止安全計画」や「チェックリスト」を適切に作成、公表すること。

## (2) 修学旅行等の校外行事

ア 実施前から実施後までの感染防止対策を徹底すること。

イ 実施前からの日々の健康観察を徹底すること。

ウ 陽性者等が発生した場合の対応等について、生徒及び保護者への事前説明を徹底し、理解を得ること。

## 5 部活動について

### (1) 感染リスク回避の工夫等の感染拡大防止対策を徹底すること。

ア 体調不良者等の参加禁止を徹底すること。

イ 感染リスクの高い活動場面の削減や時間短縮等、活動を工夫すること。

ウ 活動場所の換気（エアロゾル対策）、飛沫感染対策を徹底すること。

### (2) 陽性者が発生した際は、部活動停止など適切な措置を講じること。

陽性者発生時の公式大会等への参加等については、令和4年4月15日付け教保体第119-1号（令和4年5月30日改訂）「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」、令和4年8月29日付け教保体第914-1号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」及び令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」を参考に適切に対応すること。

## 6 児童生徒・教職員のワクチン接種について

### (1) 教職員の接種の促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

### (2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

ア 児童生徒及び保護者、教職員に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、令和4年8月26日付け教保体第902号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」を参考に、5歳から11歳に対する接種方針等の適切な情報提供に配慮すること。

イ 児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号、教職員の服務については、令和3年6月

10日付け教県第282号を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

ウ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

## 7 教職員への検査の実施について

県立学校教職員に対して夏季休業明け前の抗原定性検査を実施する。

なお、検査の対象や方法等については令和4年7月28日付け教福第242号「夏季休業明け前における教職員への検査の実施について（通知）」及び令和4年8月3日付け事務連絡「夏季休業明け前における教職員への検査実施に係る取扱いの一部追加等について」を参照すること。

## 8 児童生徒の不安やストレスへのメンタルケアについて

夏季休業終了後も、コロナ禍における感染防止のための様々な行動の制約や感染への不安などから、児童生徒等は様々な不安やストレスを抱えることが懸念される。

引き続き、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが重要である。あわせて児童生徒・保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知すること。

また、これまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知等を参考に、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

### 【参考】・令和4年8月23日付け【教生指第369号】

「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和4年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」

### ・令和4年8月24日付け【教生指第375号】

「児童生徒等の命に係る事件・事故の未然防止について（通知）」

**【感染防止対策に関すること】**

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

**【体育の授業・運動部に関すること】**

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

**【学習指導・文化部に関すること】**

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

**【ICT活用に関すること】**

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

**【生徒指導に関すること】**

担 当 生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6907

**【特別支援学校に関すること】**

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

**【教職員の感染予防対策に関すること】**

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971